

訪問看護医療D X情報活用加算に係る揭示

当事業所は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が電子資格確認（健康保険法第3条第13項）により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

〔具体的な取り組み〕

- ① 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護・指導を実施します。
- ② マイナ保険証の利用を促進する等、医療D Xを通じて質の高い訪問看護を提供できるように取り組みます。

〔加算対象者〕

訪問看護管理療養費を算定する利用者（医療保険）

〔算定要件〕

電子資格確認（健康保険法第3条第13項）により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、訪問看護医療D X活用加算として月1回に限り50円を所定額に加算します。

〔資格情報の取り扱いについて〕

資格情報の提供は患者様および代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

三島総合病院附属訪問看護ステーションりあん

2025年1月20日